

4年次編入生用 本学の通信課程科目等履修生・特修生で修得した単位の個別認定について

過去に本学の科目等履修生・特修生で修得した単位がある場合に限り、既修得単位とは別に、本学の単位として必修科目など、卒業要件に必要な科目や資格取得などに必要な科目の個別認定を受けることができます。個別認定の制度を利用される方は、以下の内容をご確認のうえ、添付の「2023年度 既修得単位個別認定申請書」に必要事項を記入し、他の出願書類と合わせて提出してください。

なお、2023年度入学の4年次編入学生に限り、社会福祉士国家試験受験資格および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得をご希望の学生の募集を行っておりません。

1. 個別認定の上限単位について

本学の科目等履修生・特修生で修得した単位の個別認定には上限があります。認定される単位の上限は次のとおりです。

入学・編入学年	認定される上限単位数	科目等履修生・特修生で修得した単位
4年次編入学	一律 92 単位 うち 20 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」とは別に 14 単位まで

2. 個別認定の対象となる科目について

個別認定の対象となる科目は、本学の科目等履修生・特修生として単位を修得した科目です。申請書に記入いただいた学籍番号をもとに大学にて審査、認定を行います。ただし、編入する学年のカリキュラムにない科目の単位を修得している場合は、当該科目の属性により「既修得単位個別認定（テキスト科目）」「既修得単位個別認定（スクーリング科目）」として認定します。なお、入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請する場合、上限範囲内で認定を受けることは可能です。

【注意】社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称にご注意ください。

法改正に伴い、社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称が変わっています。みなさまが本学在学中に単位を修得した科目名・単位数とは異なる場合があります。下記の「読み替え表」をご確認ください。

<社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目で、科目名・単位数が異なる場合の科目読み替え表>

従前のカリキュラム	単位	個別認定される科目名(2014年度カリキュラム)	単位
医学概論	4	医学概論	2
社会福祉援助技術論 *4 (注2)	8	社会福祉援助技術論 I *6	4
高齢者福祉論 *1	4 2	高齢者に対する支援と介護保険制度 *3	4
介護福祉論 *2			
障害者福祉論	4	障害者福祉論	2
児童福祉論	4	児童福祉論	2
医療福祉論	2	保健医療サービス	2
社会福祉援助技術論 *4	8 4	社会福祉援助技術論 I *6	4
精神保健福祉援助技術総論 *5			
精神保健福祉相談援助の基盤 *7	4	精神保健福祉相談援助の基盤 *7	4
社会福祉援助技術論 I *8	4 4	精神保健福祉相談援助の基盤 *10	4
精神保健福祉援助技術総論 *9			
精神科リハビリテーション学 *11	4 4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開 I *13	4
精神保健福祉援助技術各論 *12			
精神保健福祉の理論と相談援助の展開 II *14	4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開 II *14	4
精神保健福祉論 *15 (注5)	6	精神保健福祉に関する制度とサービス *16	4
		精神障害者の生活支援システム *17	2

(注1) 従前のカリキュラムにおいて*1「高齢者福祉論」*2「介護福祉論」の両科目を単位修得された方は、*3「高齢者に対する支援と介護保険制度」の個別認定が可能です。

(注2) 従前のカリキュラムにおいて*4「社会福祉援助技術論」*5「精神保健福祉援助技術総論」の両科目を単位修得された方は、*6「社会福祉援助技術論 I」*7「精神保健福祉相談援助の基盤」の組み合わせでの個別認定が可能です。ただし、*4「社会福祉援助技術論」のみ単位修得された方は、*6「社会福祉援助技術論 I」のみの個別認定になります。*5「精神保健福祉援助技術総論」のみ単位修得された方は、個別認定の対象になりません。

(注3) 2009年度以降入学生で、*8「社会福祉援助技術論 I」*9「精神保健福祉援助技術総論」の両科目の単位修得された方は、*10「精神保健福祉相談援助の基盤」の個別認定が可能です。

(注4) 従前のカリキュラムにおいて*11「精神科リハビリテーション学」*12「精神保健福祉援助技術各論」の両科目を単位修得された方は、*13「精神保健福祉の理論と相談援助の展開 I」*14「精神保健福祉の理論と相談援助の展開 II」の組み合わせでの個別認定が可能です。

(注5) 従前のカリキュラムにおいて*15「精神保健福祉論」を単位修得された方は、*16「精神保健福祉に関する制度とサービス」*17「精神障害者の生活支援システム」の組み合わせでの個別認定が可能です。

(注6) 従前に単位修得した科目と認定科目の単位数が異なる場合、差分については認定上限の範囲内で認定します。

3. 個別認定の例示

● 4年次編入学の例

4年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律 92 単位）」と「本学の科目等履修生・特修生で修得した単位（最大 14 単位）」をあわせた「106 単位」です。

例 他の4年制大学を卒業後、日本福祉大学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 20 単位^(*)修得している場合。

※20 単位の内訳…医学概論(2)、社会福祉学(4)、心理学(2)、地域福祉論(4)、社会保障論(4)、精神医学(4)

入学時に認定される既修得単位 (92単位)		+	科目等履修生・特修生で修得した単位 (14 単位)				=	106 単位
包括認定 86 単位	個別認定 6 単位 医学概論(2) 社会福祉学(4)		個別認定 14 単位 心理学(2) 地域福祉論(4) 社会保障論(4) 精神医学(4)					

上記のように「科目等履修生・特修生で修得した単位」が認定上限である 14 単位を超えた場合は、「入学時の既修得単位」の範囲で「医学概論」「社会福祉学」の科目を個別認定します。

例 他の4年制大学を卒業後、日本福祉大学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 12 単位^(*)修得している場合

※12 単位の内訳…心理学 (2)、社会福祉学 (4)、法学 (4)、総合セッション I A (2)

入学時に認定される既修得単位 (92単位)		+	科目等履修生・特修生で修得した単位 (12 単位)				=	104 単位
包括認定			個別認定 12 単位 心理学(2) 社会福祉学(4) 既修得単位個別認定(テキスト科目)(4) 既修得単位個別認定(スクーリング科目)(2)					

上記のように「法学」「総合セッション I A」は該当する個別認定科目がないため、「法学」は「既修得単位個別認定（テキスト科目）」として、「総合セッション I A」は「既修得単位個別認定（スクーリング科目）」として、それぞれ認定されます。

4. 注意事項

- ①個別認定の審査結果は、可否通知後 Web 上で行う履修登録時の「既修得認定単位」画面に表示されます。必ず確認してください。
- ②個別認定を受けた科目は、入学後に履修することはできません。また、「資格試験の合格等による単位認定」で申請することもできません。
- ③認定上限以上の修得単位がある場合は、上限まで無条件に個別認定を行います。この場合、入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請することはできません。入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請する予定の場合は、申請予定の単位数を差し引いて認定されるよう、申請用紙に必ず記載するようにしてください。記載がない場合は、自動的に上限まで認定され、後日の変更はできませんので、くれぐれもご注意ください。

2023 年度

既修得単位個別認定申請書

【日本福祉大学単位修得者用（科目等履修生・特修生）】

受験番号（記入不要）	23
学籍番号（記入不要）	23

日本福祉大学福祉経営学部長 殿

以下のとおり、既修得単位の認定を申請いたします。

氏 名 _____

以前在学した時の学籍番号を記入してください（複数ある場合はすべて記入してください）。

--	--	--	--	--

※個別認定は、申請者の単位修得状況・内容に応じて、認定ルールに基づいて行います。

■ 申請内容

↓ 該当欄に○を記入してください。

希望	入学・編入学年	認定される上限単位数	科目等履修生・特修生で修得した単位
	4 年次編入学	一律 92 単位 うち20 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」とは別に 14 単位まで

● 科目等履修生・特修生で修得した単位について

- ・「A」または「B」のいずれかに○を記入してください。
- ・「B」を選択した場合は、「資格試験の合格等による単位認定」で申請予定の単位数を記入してください。

A	科目等履修生・特修生で修得した単位は、可能な限り認定することを希望します。
B	「資格試験の合格等による単位認定」の申請を予定しているため、その分の単位数を差し引いて認定することを希望します。

※合否通知後に、入学時の既修得単位個別認定の内容変更は一切できませんのでご注意ください。

「資格試験の合格等による単位認定」で申請予定の単位数を記入してください。

単位

※大学記入欄

個別認定	包括認定	合 計